

# むつ市公衆無線LAN利用規約

平成25年9月3日制定

平成26年6月30日改正

平成26年9月30日改正

平成28年7月7日改正

## (目的)

第1条 この規約は、市民およびむつ市（以下「市」という。）を訪れる観光客が、情報を取得および発信するための利便性向上を図るために、市が整備した無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (サービスの内容)

第2条 無線LANを利用しようとする者は、次条に規定する無線LANを利用してインターネットに接続することができる。

## (利用施設、利用場所および利用時間)

第3条 無線LANを利用することができる施設、場所および時間は、別表のとおりとする。ただし、利用時間については、イベント等の実施に合わせ変更することができるものとする。

## (利用者の資格)

第4条 利用者は個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、市が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

## (無線LANの利用)

第5条 利用者は、利用に当たり次に掲げるものを準備するものとする。

- (1) Wi-Fi機能を搭載したスマートフォン等
- (2) スマートフォン等の附属機器等に供給する電源
- (3) Webブラウザ等

2 無線LANの利用料金は、無料とする。

## (利用の手続き)

第6条 無線LANの利用を希望する者は、本規約に同意のうえ、接続したときに表示されるWebブラウザに利用者IDおよびアンケートを入力のうえ、利用申し込みを行なうものとする。

## (利用の承認)

第7条 前条の規定による利用申し込みがなされた場合は、利用を承認するものとする。

2 前号の規定により承認を受けた者は、登録した利用者IDを利用することにより、インターネットに

接続できるものとする。

(利用者IDの有効期限)

第8条 利用者IDの有効期限は、登録した日から起算して最大で180日間とする。期間経過後に利用を希望する場合は、あらためて第6条に規定する利用の手続きを行なうものとする。

(利用者IDの管理)

第9条 利用者は、当該無線LANのIDとして他の者に貸与または譲渡してはならない。

2 IDの管理不十分、使用上の過誤、第三者からの不正アクセス等により発した損害の責任は、利用者が負うものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(利用履歴情報の取得および利用目的)

第10条 市は、次に掲げる目的のため、無線LANの利用時間、利用アクセスポイント、端末の個体識別情報(MACアドレス)の情報を、利用者が本サービスを利用した時にアクセスログとして取得するものとする。

(1) 無線LANの利用者数を調査する場合

(2) 無線LANの内容を充実させたり、改善させたり、新サービスを検討するための分析等を行なう場合

(利用者IDの取り消し)

第11条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止または取り消すことができるものとする。

(1) 第12条で禁止している事項に該当する行為を行なった場合

(2) 前号に掲げるほか、本規約に違反した場合

(3) その他利用者として不適切と市が判断した場合

(禁止事項)

第12条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の利用者、第三者のプライバシー権またはその他の権利を侵害する行為および侵害するおそれのある行為

(2) 前号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは市に不利益または損害を与える行為および与えるおそれのある行為

(3) 誹謗中傷する行為

(4) 公序良俗に反する行為、若しくはそのおそれのある行為または公序良俗に反する情報を提供する行為

(5) 犯罪的行為または犯罪的行為に結び付く行為、若しくはそのおそれのある行為

(6) 性風俗、または宗教に関する活動

(7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて、または無線LANに関連して使用し、または提供する行為

(8) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売その他の目的で、特定または不特定多数に大量のメールを送信する行為

(9) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為または市が不適切であると判断した行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって市、利用者本人および第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

#### (利用の中止)

第13条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者へ周知することなく、無線LANの利用を中止できるものとする。

(1) 無線LANシステムの保守または工事を定期的または緊急に行なう場合

(2) 暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、当無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合

(3) 無線LANシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市が無線LANの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合

2 無線LANの利用の中止により、利用者または第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、市は一切の責めを負わないものとする。

#### (免責)

第14条 市は、無線LANのサービスの内容および利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行なわないものとする。

2 無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止または廃止、無線LANサービスを通じて登録、提供または収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、市は一切責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行なうものとする。無線LAN接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Webブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合があっても、市は一切責任を負わないものとする。

5 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、市は一切の責任を負わないものとする。

6 市は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

#### (本規約の変更)

第15条 市は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

#### 附 則

本規約は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成26年 6 月30日改正）

本規約は、平成26年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 9 月30日改正）

本規約は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 7 月 7 日改正）

本規約は、平成28年 7 月 8 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

利用可能場所	利用可能期間	利用可能時間
むつ市役所本庁舎市民ホール	1 月 4 日～12月28日（土日祝日を除く）	午前 8 時30分～午後 5 時15分
むつ市みどりのさきもり館	1 月 4 日～12月27日（月曜祝日を除く）	午前 9 時00分～午後 5 時00分
むつ市立図書館	1 月 4 日～12月28日（休館日を除く）	図書館開館時間
北の防人大湊弐番館	1 月 4 日～12月28日（休館日を除く）	北の防人大湊弐番館開館時間
むつ市中央公民館	1 月 4 日～12月28日（休館日を除く）	中央公民館開館時間

※電波の伝搬状況により、別表に掲げる利用場所内であっても利用できない場合がある。